経済産業省

資料5

北海道寿都町・神恵内村の文献調査に関する動き

2024年4月30日

資源エネルギー庁　電力・ガス事業部

放射性廃棄物対策課

文献調査報告書の縦覧・説明会開催期間の延長に関する省令改正（2023年12月27日）

- **文献調査報告書の内容について丁寧な説明を行えるよう**、2023年7~8月のパブリックコメントで北海道庁から頂いた御意見等を踏まえ、**縦覧・説明会開催期間を、1月間から、NUMOが定める30日間以上の相当の期間へ延長する省令改正を実施**した。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則の改正省令（2023年12月27日公布・施行）

省令

○経済産業省令第六十二号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）を実施するため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日　　経済産業大臣　斎藤　健

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成十二年通商産業省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（報告書についての公告及び縦覧） **第八条**　機構は、報告書を作成したときは、報告書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、関係都道府県内において、報告書及び要約書を公告の日から起算して三十日以上の相当の期間を定めて縦覧に供しなければならない。 一～五　［略］ 2・3　［略］	（報告書についての公告及び縦覧） **第八条**　機構は、報告書を作成したときは、報告書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、関係都道府県内において、報告書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。 一～五　［略］ 2・3　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

北海道知事からNUMOへ「丁寧な説明」を求める要請（2023年12月28日）

- 省令改正を踏まえ、**北海道知事がNUMOへ、文献調査報告書の内容について丁寧に説明を行うよう、説明会の開催場所について要請**を実施。

国民に向けた文献調査報告書の説明に関する要請（令和5年12月28日　北海道）

高レベル放射性廃棄物の最終処分に関して、処分地選定プロセスの最初の段階である文献調査が、令和２年11月17日から寿都町及び神恵内村で開始されており、現在、貴機構において文献調査報告書のとりまとめが進められています。

文献調査報告書については、作成後、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成12年通商産業省令第151号。以下「施行規則」という。）に基づき、公告・縦覧が行われ、説明会が開催されることとなっており、道では、これまで、国に対し、報告書の内容について道民の皆様や道内の事業者の方々等に対する丁寧な説明を求めてきたところです。

このたび、国において、施行規則で報告書の縦覧期間及び説明会の開催期間を「１月間」としていたものを、「１月間以上」に設定できるよう改正が行われました。

つきましては、施行規則の改正趣旨等を踏まえ、文献調査報告書の内容について丁寧に説明を行うよう、説明会の開催場所に関し次のとおり要請いたします。

記

１．文献調査報告書の説明会については、寿都町及び神恵内村のほか、**道の総合振興局又は振興局ごとに開催**すること。

２．上記１のほか、**道内の市町村から、自らの行政区域内での説明会の開催希望があった場合は、当該市町村において説明会を開催**すること。

３．高レベル放射性廃棄物の最終処分事業については、原子力発電所の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であることから、**道内だけではなく、全国で説明会を開催**すること。

令和５年12月28日
北海道知事 鈴木 直道

文献調査報告書(案)の公表・地層処分技術WGでの審議等（2024年2月～3月）

- **2024年2月13日**、NUMOが作成した**寿都町・神恵内村の文献調査報告書(案)を公表**。
  同日、**第1回地層処分技術WG**において、**文献調査報告書(案)の審議**と、**地学の専門家等からの声明に関する技術的・専門的観点の審議※を開始**。※第2回特定放射性廃棄物小委員会(2023年12月11日)のタスクアウト事項
- 2022年2月22日、**声明の一部呼びかけ人等**が、**地層処分技術WGの議論への参加等を提言**。
- 2024年3月29日、**第2回地層処分技術WG**において、特定放射性廃棄物小委員会のタスクアウト事項を踏まえた**声明呼びかけ人3名の参考人ヒアリング**、**文献調査報告書(案)に関する継続審議**等を実施。

2024年	2月13日	NUMO	**寿都町・神恵内村の「文献調査報告書（案）」を公表**
		審議会	**第1回地層処分技術WG** ・文献調査報告書(案)への「文献調査段階の評価の考え方」の反映状況について審議開始 ・特定放射性廃棄物小委員会のタスクアウトに基づき、地学の専門家ら300名余りの地層処分に関する声明(2023年10月30日)等で示されている御意見について、WG委員による技術的・専門的観点の審議を開始 ・ほか、最終処分に関する最新の状況、「文献調査段階の評価の考え方(案)」のパブリックコメントで　頂いた御意見のうち技術的な内容について御報告
	2月22日	民間	**地層処分技術WGへの提言 「声明」の呼びかけ人を参考人として技術WGの議論に参加させよ** （小野有五氏、岡村聡氏、原子力情報資料室）
	3月29日	審議会	**第2回地層処分技術WG** ・特定放射性廃棄物小委員会からのタスクアウトを踏まえ、地学の専門家ら300名余りの地層処分に関する声明について審議を深めるため、声明の呼びかけ人3名を参考人招致 （岡村聡氏、赤井純治氏、小野有五氏） ・文献調査報告書(案)への「文献調査段階の評価の考え方」の反映状況について継続審議 ・第1回地層処分技術WGでの委員御質問・指摘事項に関して追加審議

文献調査報告書(案)に関する北海道知事のコメント（2024年2月9日）

- **北海道知事**より、文献調査報告書(案)公表に当たり、特定放射性廃棄物に関する**条例制定の事実関係**や、**文献調査地域の方々から多様な御意見があったこと**を、**全国で認知いただく重要性について御指摘**あり。

北海道知事定例記者会見録（令和6年2月9日）（抜粋）
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/hodo/pressconference/r5/179362.html

（読売新聞）
もう一点、全然別の話題なのですが、先日７日に核のゴミの関係で、ＮＵＭＯ（原子力発電環境整備機構）さんが地元の説明会で、（今月）１３日に文献調査の報告書案を示すということを明らかにされたのですが、報告書の案の段階なので、何か今の段階で言うことはないのかもしれないのですけれど、一方で、道としては、昨年末に報告書の説明会を道内各地で開くこととか、期限を相当期間にするようにとか、より国民的な議論であったりとか、理解を進めるということについて、報告書については、そういうような考えを結構動きとして示してきたと思うのですが、そういう点で報告書案の議論というのを、どういうふうにやっていってほしいとか、そういうような思いがあれば教えていただきたいのですが。

（知事）
１３日に案が公表されるということで、マスコミの皆さんも、われわれもその中身がわからないという状況でありますので、まずは、この内容はしっかり確認したいというふうに思いますし、これは案ではありますから、この審議次第では内容が修正されるということなのだと思っていますので、その審議状況にも注視したいというふうに思っていますが、私としてはですね、報告書という形になれば、これは初めてのことなのですね。ですから、**例えば北海道には、処分場を受け入れる意思がないとの考えに立って制定された条例というものがありますので、そういった事実関係だとか、また、寿都町、神恵内村において、累次にわたり住民との「対話の場」が開催されてですね、さまざまな意見があったわけですよね。ですから、そういったものを全国に知ってもらうということも、やはり重要なのだというふうに思います。**ですから、この報告書の案というのが、どういうものなのかわかりませんけれども、全国に説明していくわけですよね。ですから、そういうときに、例えば、この文献調査をやってですね、そういう問題がありませんということではなくてですね、さまざまな意見があったり、地域の背景があったり、いろいろなことをまさに説明しながら、**これは北海道だけの問題ではないわけですよね**。ですから、そういった問題認識を持っていただく上でも、今申し上げたようなことは、盛り込まれるのかどうかわかりませんけれども、私は盛り込むべきだと思うし、そうあってほしいなというふうに思っています。

（読売新聞）
この場で何度もお聞きしていて恐縮なのですが、現段階で概要調査に移行する上での、やはり反対するというのは、お変わりないということですか。

（知事）
はい。それは考えに変わりはありません。

文献調査報告書(案)等に関する北海道知事のコメント（2024年2月15日）

- **北海道知事**より、文献調査報告書(案)公表後、**北海道の状況**と、**知事が述べてきたお考えや地域における対話内容といった地域の多様な意見**を、**報告書に記載する重要性**、**説明会を通じて全国の方々に知っていただく機会提供の要望について御発言**あり。

北海道知事定例記者会見録（令和6年2月15日）（抜粋）
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/hodo/presconference/r5/179843.html

（ＨＢＣ）
いわゆる核のゴミの最終処分地選定の件でお伺いいたします。先日１３日に、ＮＵＭＯ（原子力発電環境整備機構）のほうが文献調査の報告書案を公表いたしました。知事のほうからもペーパーベースでコメントをいただいているのですが、あらためまして、公表されたことと、内容について受け止めをいただけますでしょうか。
（知事）
（略）
そして、私としては、**報告書の説明会を通じて、全国の方々に、やはりこの北海道の状況と、地域のさまざまな意見などを知っていただくということを、やっていただきたいな**というふうに考えています。**例えば、仮に概要調査に移行しようとする場合は、条例制定の趣旨を踏まえてですね、道としては、現時点で反対の意見を述べる考えであるということで、知事が、私が繰り返しここでも言っているし、いろいろな場面で言っているのですけれども、そういったところは一切書いていない**ですね。ですから、例えば、文献調査の（報告書）案では、説明会に参加された方は、北海道がどういう状況で、そういう議論が行われているのかということがわからないですね。ですから、そういうことをわかった上で、その説明を聞かないと、例えば、エリアとしてはここが可能ですという、そのことだけを説明したら、では北海道でやればいいではないですかという話で、ですから、やはり、きちんと客観、中立、公正な内容を、ぜひ説明していただきたいなというふうに思っていますし、これは、しっかり伝えていきたいと思います。私の会見を見てくれているみたいですから、多分、また見てくれているのだと思いますので、それを盛り込んでいただきたいというふうに考えています。
また、先日のワーキンググループでですね、報告書の内容に関して、具体的審議が行われなかったということで報告を受けているのです。今後、ワーキンググループのほか、さらなる幅広い分野の方々で構成される特定放射性廃棄物小委員会というのがありまして、こちらでも審議されるというふうにお伺いしていますので、このワーキンググループと小委員会では、**地域で対話が行われて、まさに２年以上やってきたわけで、要はそれが何も書いていないのでは、それは多分、地域の人にとっても、何のために議論してきたのだろうなということになってしまいますし、私も繰り返し、考えも述べてきているけれども、それも一切入っていないのであれば、議論する上での基礎的な（記載が無ければ）、なかなか中立、客観、公正なディスカッションができなくなってしまう可能性がありますからね。ですから、そういったことを記載していただくということが大事かなというふうに思っています**。